参照条文

〇 労働安全衛生法 (昭和四十七年六月八日法律第五十七号)

(定期健康診断)

第六十六条 事業者は、常時使用する労働者(第四十五条第一項に規定する 労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について 医師による健康診断を行わなければならない。

〇 労働安全衛生規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号)

(定期健康診断)

- 第四十四条 事業者は、常時使用する労働者(第四十五条第一項に規定する 労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について 医師による健康診断を行わなければならない。
 - 一 既往歴及び業務歴の調査
 - 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
 - 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
 - 五 血圧の測定
 - 六 貧血検査
 - 七 肝機能検査
 - 八 血中脂質検査
 - 九 血糖検査
 - 十 尿検査
 - 十一 心電図検査
- 2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
- 3 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項 前 段の健康診断を受けた者(前条ただし書に規定する書面を提出した者を含 む。)については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受 けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

4 第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、四十五歳未満の者 (三十五歳及び四十歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、 医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除 く。)の検査をもつて代えることができる。

電離放射線障害防止規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)

(線量の測定)

第八条 <u>事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理</u> <u>区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくに</u> よる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。

(線量の測定結果の確認、記録等)

- 第九条 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル 線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者について は、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確 認しなければならない。
- 2 事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
 - 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計(五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計)
 - 二 女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)の実効線量の 一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計(一月間に受ける実効線量が一・ 七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三月ごと及び一 年ごとの合計)
 - 三 人体の組織別の等価線量の三月ごと及び一年ごとの合計
 - 四 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計
- 3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、放射線業務従事者に同項各 号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

(健康診断)

- 第五十六条 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち 入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内 ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなけれ ばならない。
 - 一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価
 - 二 白血球数及び白血球百分率の検査
 - 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
 - 四 白内障に関する眼の検査
 - 五 皮膚の検査
- 2 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第四号に掲げる項目を省略することができる。
- 3 第一項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、 医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第五号までに掲げる項 目の全部又は一部を省略することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ。)を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。
- 5 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に 受けた線量(これを計算によつても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料(その資料がない場合には、当該放射線を 受けた状況を知るために必要な資料))を医師に示さなければならない。